

新生涯学習制度FAQ

(2022年10月更新)

NO	分類	質問	回答
1	制度全般	新制度の運用開始はいつからでしょうか。	新生涯学習制度は前期・後期研修のみならず全てのeラーニング運用を含めて、2022年4月19日から稼働開始となります。セミナー登録等の視聴申込開始に向けた準備期間が必要ですので、5月からの申込・視聴開始を予定しております。 e-ラーニング視聴については、2022年度入会者については、既卒・新卒問わず、同じ2022年度入会者としての対応となりますので、視聴できる日は9月1日です。ただし、D-2の選択が必要な場合、Dの実地研修のeラーニングのみ9月1日前での視聴が可能です。
2	制度全般	症例検討会や各研修会の登録について、座長・講師を登録理学療法士が担うことになっていますが、依頼したい会員が登録理学療法士かどうか確認する手段として何かありますか。	新制度開始以降は、新会員管理システム（士会権限で要ログイン）において検索可能です。依頼したい講師のステータスが不明な場合は、士会担当者へお問い合わせください。
3	制度全般	登録理学療法士更新研修会の講師基準は、2021年までの新人プロ基準なのか認定理学療法士点数研修会基準のどちらか 登録理学療法士で問題ないのか。	登録理学療法士更新における研修会等の受講において、「士会主催」「士会が承認した会員所属施設主催」の2区分があります。実施マニュアルに講師要件が記載されていますので、ご確認ください。講師要件に登録理学療法士とある場合、2022年4月以降に登録理学療法士を取得した会員を指します。新制度開始前の現時点において、登録理学療法士取得済みになるか否かについては、「移行表」においてご確認ください。下記HPの「新生涯学習制度への移行」欄にて、ご入会年度のデータをご確認ください。 https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/new/
4	制度全般	オンライン症例検討会や士会主催症例検討会を開催する場合の入退室管理に協会システムで発行したQRコードをPC画面に表示して管理する方法は可能か。	オンライン開催の場合における画面表示は可能です。新制度以降は基本的にQRコードでの履修管理を協会として奨励しています。ただし、例えばマイページを介さない受付（例：症例報告の発表者の管理等）、QRコードの読み取りができない環境の会員もいることを想定し、その他の選択肢も残しています。
5	制度全般	QRコードでの受付は、新制度の運用開始にあわせて会員へ提供される専用アプリのダウンロードと設定のみで可能か。入会手続きが必要か。	アプリのダウンロード（Appストア、Googleプレイ）と設定（会員管理システムのログイン）は必要になります。受付時にアプリを開き、QRコードリーダーで読みとることで受付が可能です。もちろん入会が前提となります。
6	前期研修（実地研修）	施設審査等はないのでしょうか。また受け入れた場合、コストをとって良いのでしょうか。（患者を担当させて良いか）	審査はありません。実地研修導入の意図は、協会として全国の会員所属施設の職場内教育においてOJT導入を誘導することです。あくまでも見学研修ですので、患者を担当させることはないようにしてください。（コストは取れません）また、登録理学療法士が関連病院などへ出向し、一時的に不在になる場合は見学施設として基準を満たしていないことになりますのでご注意ください。
7	前期研修（実地研修）	新入会員が事業所の方針で所属施設以外を数週間などの短期スパンで巡回している場合、研修区分はどれに当てはまるか。	施設で定められた一定期間の研修を関連施設で実施するその方針自体がD-1ロ：「自施設での実地研修（施設独自の研修プログラムによる実施）」の内容に含まれます。特に決められた提出課題等はありませんので、施設の方針や状況に応じてガイドラインを参考にしてすすめてください。
8	前期研修（実地研修）	2022年4月入職でまだ免許が手元に届いていない段階において実施されたOJTについても実地研修に該当する理解で良いか。	入会初年度の会員に限り本会入会前であっても、入会年度中は遡及し研修の履修を認めます。

9	前期研修（実地研修）	D2の他施設からの見学者に対して指導を行なった場合、登録理学療法士にメリットはあるのか。	他施設からの見学者への指導で登録理学療法士へのポイント付与などはありません。また費用を徴収することもできません。
10	前期研修（実地研修）	若手の一人職場は、不利になる可能性があるが、公平性はどのように担保されているか。	一人職場で実地指導者が在籍しない場合は、D-1の代替方法のD-2を履修することになります。D-2で履修する場合、「他施設での見学研修」、「症例検討会の聴講」、「e-ラーニングの受講」の組み合わせで履修が可能となります。詳しくは協会ホームページ「新生涯学習制度」の「前期研修」欄を参照ください。
11	前期研修（実地研修）	研修受け入れ施設とのマッチングは具体的にどのように行われるのか。希望者が直接当該施設へ連絡し、見学受け入れ担当と調整するのか。	見学受入可能施設一覧が公表されていますので、見学希望者は協会のマイページから希望申請を行います。希望申請前に直接施設に問い合わせ、見学の詳細や受入可能日時などを個別に確認することはもちろん可能です。希望者からの受講申請を受理した施設側は両者間で個別に調整を行います。
12	前期研修（実地研修）	他施設からの見学申し込みについては必ず受けなくてはならないか。	基本的には受け入れていただくことを前提としていますが、見学日時の折り合いが合わない等、さまざまな状況に合わせて各施設でご判断いただいて構いません。見学研修におけるやりとりは施設側と受講者間で行うこととしております。
13	前期研修（実地研修）	実地研修での履修登録について指導者が入力を行うとあるが、具体的な手順を教えて欲しい。	実地研修の受講・実施マニュアルに記載があるとおり、見学受け入れ担当者のマイページ上で行います。
14	前期研修（実地研修）	登録理学療法士が在籍しているが、新人教育には登録理学療法士ではない管理職が行っており、登録理学療法士が対応できない。この場合D-2区分となるのか。	登録理学療法士が1名でも在籍して入れば、自施設内での実習になりますのでD-2の受講はできません。管理職の方の指導に登録理学療法士が関わりながら進めるなどをご検討ください。新制度では施設代表者が会員であっても登録理学療法士でなければ実地研修の指導はできません。
15	前期研修（実地研修）	新人理学療法士職員研修ガイドラインにあるような研修計画書や目標設定シートなどを作成し、それらを提出する義務はあるか。	ご提出の必要はありません。新人理学療法士職員研修ガイドラインは指針や例を示したものであり、その通りに計画書やシートを作成しなくてはならないものではありません。修了要件もありません。
16	前期研修（実地研修）	「受講者1名につき、実習指導者は1名でも複数でも可」とあるが、1名の実地指導者が複数人担当することも可能か。	可能です。ただしシステム上の操作として、実地指導者と受講者は1対1での紐付け作業が必要です。履修登録の際には個別に登録する必要があります。
17	前期研修（実地研修）	実地研修の申請が遅れた場合、事後申請は可能か。協会へ入会申し込み後、マイページを使用できるまでの期間は反映されないのか。	基本的に事前申請を前提としていますが、システム上事後申請も可能です。また、新卒者（免許取得初年度会員）に限り、協会入会前であっても、免許取得初年度中に入会した場合に限り、遡及し研修を有効とします。
18	前期研修（実地研修）	前期研修のD-1：イ・ロに該当する施設の場合、e-ラーニングでの視聴で研修はできるのか。	「D-1：イまたはロ」の場合、自施設での実地研修のため、「D-2」の方法で修了はできません。ただし、実地研修が自施設で修了した後に、自己研鑽としてe-ラーニングを申込み、視聴することは可能です。
19	後期研修（実地経験）	後期の6000時間の研修における実地指導者が記入する書類などはあるのか。	後期研修の実地経験は「3年（36ヶ月）」となり、これは研修ではありませんので何かを受講するものではありません。「在会」かつ「マイページに勤務先の登録があること」を条件に自動的にシステム上でカウントされます。
20	後期研修	有料とのことですがいくらかでしょうか。	後期研修の受講料は「1コマ：300円」です。なお、e-ラーニングにおいては、セット価格があります。セット対象はB：全て（4コマ）、C-5：（5コマ）、D：全て（5コマ）、E-4～E-6：5コマ、F全て（10コマ）を1セットとして2000円です。ただしE領域別研修（事例）の症例検討は無料です。
21	後期研修（症例検討）	士会主催、士会承認のどちらについても抄録の作成が必要でしょうか。	抄録を作成するか否かは主催者の方針に従ってください。

22	後期研修（症例検討）	座長を引き受けた際のポイント等のメリットはありますか。	協会・士会・ブロック主催の症例検討では、座長（登録理学療法士）が、認定または専門理学療法士を取得していた場合、更新のポイントに使用できます。詳しくは協会ホームページ「認定・専門理学療法士の更新に関わる点数基準： https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/new/certif-specialized/ をご覧ください。 また、各施設等で開催される士会承認症例検討会の座長ポイント付与はありません。
23	後期研修（症例検討）	士会承認症例検討会の場合、予定はマイページに反映されるか。されない場合、広報活動は申請者が独自で行うのか。	協会ホームページのセミナー情報一覧へは掲載されません。参加者の募集は座長が独自の方法で行なっていただきます。
24	後期研修（症例検討）	同一症例検討会の中でE-1～E-3までを組み合わせで開催しても良いでしょうか。1症例目 E-1、2症例目E-2、3症例目E-3など。	時間を連続させて開催することは問題ありません。ただし、例えば、E-1として開催する症例検討会の中でE-2、E-3の開催はできません。下記の例の場合、①～③を各1回の症例検討会と捉え、3講義分のセミナー登録していただければ、①～③ E-1～E-3 の組み合わせでの開催が可能となります。また、①～③の各参加で、発表者は1コマずつ、聴講者は1/3コマずつ（①～③全て聴講で1コマ）取得できます。 【例】 ①10時00分～10時30分 E-1 神経系理学療法学に関する症例検討会（1症例のみ） ②10時30分～11時00分 E-2 運動器系理学療法学に関する症例検討会（1症例のみ） ③11時00分～11時30分 E-3 内部障害系理学療法学に関する症例検討会（1症例のみ）
25	後期研修（症例検討）	後期研修の領域別研修（事例）で1回の開催で1テーマ複数人数で発表する場合1人の受講者を発表者と聴講者の両方同時に申請することはできるのか。例えば1回の開催でE1のテーマで4人発表を行った場合、4人の発表者は発表以外では聴講者として同時申請できるのか。1症例毎に申請は別々で行うのか。また発表1コマと聴講3回で2コマに換算できるとの理解で良いか。	同時に申請することはできません。1回の開催登録の中で、発表者もしくは聴講者としての登録は1回のみです。下の例の場合、①～④を各1回と捉え、4講義分のセミナー登録をしていただければ、①～④の各参加で、発表者は1コマ、聴講者は1/3コマ取得できます。また、⑤のように1回の開催で、E-1のテーマで4人発表を行うことはできますが、⑤を1回の症例検討会として捉えるため発表者は1コマ、聴講者は1/3コマ取得となります。 【例】 ①10時00分～10時30分> E-1: Aさん発表（1症例のみ） ②10時30分～11時00分> E-1: Bさん発表（1症例のみ） ③11時00分～11時30分> E-1: Cさん発表（1症例のみ） ④11時30分～12時00分> E-1: Dさん発表（1症例のみ） ⑤13時00分～15時00分> E-1: Eさん、Fさん、Gさん、Hさん(4症例)
26	後期研修（症例検討）	士会承認症例検討会は当日申請しても開催できますか。	神奈川県士会では開催日から2週間前までの申請を対象としています。座長は開催フォーマットに症例検討の概要が確認できるよう記載漏れないよう入力し、終了後は速やかに履修登録を行ってください。
27	登録理学療法士	承認研修会、主催研修会ともに講師、スタッフをするメリットは何か。ポイントなどの付与はあるか。	士会承認による研修会等は、元来職場内で実施されてきた勉強会等の活動を生涯学習制度として活用できることで身近な範囲で継続的な学習を積める環境を目指すもので、ポイント付与を目的に講師やスタッフを行う趣旨のものではありません。ただ、士会主催研修会は、認定、専門理学療法士取得者が講師をした場合のみ更新に利用できる点数が付与されます。
28	登録理学療法士	カリキュラムコードについて、同一のコードではポイント（点数）加算はできないのでしょうか。	同一のカリキュラムコードの加算、高いポイントへの上書きはできません。

29	登録理学療法士	登録理学療法士のカリキュラムコード登録は1つ選択とのことであるが、認定、専門の点数については、登録理学療法士更新のためのポイント申請と同時登録可能でしょうか。	基本的には、カリキュラムコード設定対象の研修会においては、認定、専門理学療法士取得者の更新に利用できる点数の対象となる設定が可能です。受講者は申し込みの段階で、受講で得られるポイント（点数）を登録理学療法士の更新で使用するのか、認定、専門理学療法士の更新で使用するのかを、申込み画面で選択した上で申込を行います。
30	登録理学療法士	会員所属施設主催による「講習会・研修会・ワークショップ等」における講師規定はありますか。	会員所属施設主催（＝士会承認）による「研修会・講習会・ワークショップ等の受講」を開催する場合、講師に登録理学療法士であることの縛りはありません。 （本会では講師が登録理学療法士ではない場合、開催申請の際、概要欄に所属と職種の記載をお願いいたします。） 例）講師：聖マリアンナ医科大学東横病院 退院支援課看護師 ○○○○登録理学療法士であればその他の規定はありません。しかし登録理学療法士であっても、休会中や会員権利停止中は該当しませんのでご注意ください。
31	登録理学療法士	士会主催の学会の中で、各講演にそれぞれのカリキュラムコードを設定し研修会として申請していく流れで良いか。また、演題発表の時間はカリキュラムコードの設定は可能か。	士会学会のなかで研修会を開催し、入退出管理を行い受講者管理を行う前提のもと、カリキュラムコードを設定して開催することは可能です。その場合、登録理学療法士更新における士会主催研修会等の実施マニュアルに示す開催要件を満たすことが前提です。要件として講師がいることが条件となりますので演題発表は該当しません。
32	登録理学療法士	履修登録について士会が全て行ってくれるのか。	士会主催については士会が行います。会員所属施設主催（＝士会承認）研修会については開催申請を行った申請者（登録理学療法士）がご自身のマイページから履修登録を行います。これは後期研修の症例検討会と同様です。
33	認定・専門理学療法士	複数の領域で認定・専門を取得している会員は、登録理学療法士更新のほか、取得しなければならない点数も増え、維持が難しいことが予測されるが、複数領域取得者への緩和策等はあるか。	認定・専門理学療法士の複数分野所持者について要件緩和等はありません。旧制度とは異なり、更新点数に該当する活動であれば、取得分野に関連する必要はありませんので、その点は更新要件を満たしやすくなると考えます。
34	認定・専門理学療法士	認定・専門理学療法士の更新について、すでに申請に使用したポイントがどの研修会や発表かが「履修状況確認」から分かるようになるか。	履修履歴は各項目（前期研修、後期研修、登録理学療法士更新、認定理学療法士（新規）、認定理学療法士（更新）、専門理学療法士（新規）、専門理学療法士（更新））に分かれてマイページに記載されます。また、申請に使用された後については、次の申請には使用できないよう表示されます。
35	認定・専門理学療法士	認定理学療法士教育機関として登録することのメリットを教えてください。	臨床認定カリキュラムにおいて、認定・専門理学療法士を有する会員が講師を行った場合、更新手数付与の対象となります。また、より高度な理学療法士を養成する機関として協会から認定証が発行されます。
36	認定・専門理学療法士	認定・専門理学療法士の更新について、100点分の研修会参加の領域は特に気にしないでいいか。例えば、旧制度では運動器の認定理学療法士は有効領域に「運動器」の記載がある研修会でなければポイントに加算されなかった。	新生涯学習制度において「領域別有効設定」はありません。内容も取得分野は不問です。例えば、運動器の取得者が、点数基準に該当する呼吸に関する研修会に参加したとしても対象となります。
37	認定・専門理学療法士	更新要件に学会での一般演題の筆頭演者や学術誌等への投稿とあるが、発表や投稿分野に規定はあるか。取得している分野と異なる内容でも更新要件として認められるか。	認められます。分野は不問です。
		新生涯学習制度全般に関する案内はコチラ https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/new/	
			神奈川県理学療法士会学術局